

令和4年12月釜石市議会定例会  
議案等説明資料

釜 石 市



# 目 次

報告第6号	市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専 決処分の報告について……………	1
議案第55号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例……………	2
議案第56号	釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第57号	釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例……………	4
議案第58号	釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条 例……………	5
議案第59号	釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正 する条例……………	6
議案第60号	釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例……………	7
議案第67号	権利の放棄に関し議決を求めることについて……………	8



## 報告第6号

### 市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告 について

#### 1 提案理由

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものである。

#### 2 相手方

岩手県内所在の企業

#### 3 損害賠償の額

341,095円

#### 4 損害賠償の原因

令和4年11月7日午後1時30分頃、相手方が運転する車両が甲子町第15地割内の市有地内を走行していたところ、側溝に設置していた鉄板が跳ね上がり、相手方車両下部に接触し、トランスミッションユニット等に損害を与えたもの。

#### 5 専決処分の日

令和4年11月21日

(担当課：資産管理課)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整備しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

職員の定年年齢を段階的に引き上げ、65歳とすることに伴う関係条例の整備

- (1) 職員の定年等に関する条例の一部改正
  - ・「管理監督職勤務上限年齢制」及び「定年前再任用短時間勤務制」の導入
  - ・定年年齢の引上げに伴う経過措置規定の追加
  - ・引用する法令の条項番号の改正
- (2) 釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
  - ・引用する法令の条項番号の改正
  - ・対象職員等に関する所要の改正
- (3) 釜石市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正
  - ・降給及び経過措置に関する規定の追加
- (4) 釜石市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正
  - ・職員の減給に関する規定の追加
- (5) 釜石市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
  - ・「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
  - ・引用する法令の条項番号の改正
- (6) 釜石市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
  - ・対象外職員の規定の追加
- (7) 釜石市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
  - ・「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
  - ・引用する法令の条項番号の改正
- (8) 釜石市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
  - ・対象外職員の規定の追加
- (9) 釜石市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正
  - ・引用する法令の条項番号の改正
- (10) 釜石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
  - ・引用する法令の条項番号の改正
- (11) 釜石市職員の再任用に関する条例の廃止
  - ・再任用制度廃止に伴う条例の廃止

3 施行期日

令和5年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第56号

### 釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

令和4年10月21日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、釜石市一般職の職員及び再任用職員の給料表の改正並びに勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 給料表の改正 若年層の職員が在職する級号給の給料月額を引き上げる。
- (2) 勤勉手当の支給割合の引上げ
  - ア 一般職の職員 年間「1.85月分」を「1.95月分」にする。
    - (ア) 令和4年12月期 1.025月分(令和4年6月期0.925月分との年間調整)
    - (イ) 令和5年6月期以降 0.975月分
  - イ 再任用職員 年間「0.90月分」を「0.95月分」にする。
    - (ア) 令和4年12月期 0.50月分(令和4年6月期0.45月分との年間調整)
    - (イ) 令和5年6月期以降 0.475月分

#### 3 施行期日

- (1) 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- (2) ア(ア)・イ(ア) 公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- (2) ア(イ)・イ(イ) 令和5年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第57号

### 釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

釜石市特別職の職員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

期末手当の支給割合の引上げ 年間「3.25月分」を「3.30月分」にする。

- (1) 令和4年12月期 1.675月分(令和4年6月期1.625月分との年間調整)
- (2) 令和5年6月期以降 1.650月分

#### 3 施行期日

- (1) 公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- (2) 令和5年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第58号

### 釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

釜石市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

期末手当の支給割合の引上げ 年間「3.25月分」を「3.30月分」にする。

- (1) 令和4年12月期 1.675月分(令和4年6月期1.625月分との年間調整)
- (2) 令和5年6月期以降 1.650月分

#### 3 施行期日

- (1) 公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- (2) 令和5年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第59号

### 釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

令和4年10月21日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、特定任期付職員の給料表の改正及び期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 給料表の改正 1号給の給料月額「378,000円」を「379,000円」に改める。
- (2) 期末手当の支給割合の引上げ 年間「3.25月分」を「3.30月分」にする。
  - ア 令和4年12月期 1.675月分(令和4年6月期1.625月分との年間調整)
  - イ 令和5年6月期以降 1.650月分

#### 3 施行期日

- (1) 公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- (2)ア 公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- (2)イ 令和5年4月1日

(担当課：総務課)

## 議案第60号

### 釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

#### 1 提案理由

釜石市会計年度任用職員の給料表を改正することに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

一般職の給料表を参考とした給料月額の上上げ

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(担当課：総務課)

## 議案第67号

### 権利の放棄に関し議決を求めることについて

#### 1 提案理由

元市外国語指導助手の報酬に係る不当利得返還請求に関する債権について、回収不能と判断したことから、権利を放棄しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 放棄する権利の内容

元市外国語指導助手の報酬に係る不当利得返還請求権 92,161円

#### 3 債務者

所在不明

\*\* \*\*

#### 4 放棄する理由

平成14年8月に債務者に支払った報酬の一部に過払いがあることが判明し、返還を請求していたが、債務者が既に出国し、所在が不明であり、債権の消滅時効期間が経過したことから回収不能と判断したため

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

